

安全運転講習会

問 守口交通安全協会 TEL 06-6991-8824
問 守口警察署 TEL 06-6994-1234
問 守口市交通安全都市推進協議会（道路公園課） TEL 06-6992-1705

4月6日(土)～15日(月)
春の全国交通安全運動実施期間

安全運転講習会		
3月20日(水)	守口自動車教習所	受付 9:30 開講 10:00
3月25日(月)	錦コミュニティセンター 集会室	受付 18:30 開講 19:00
3月26日(火)	東部エリアコミュニティセン ター会議室 1～3	
3月27日(水)	中部エリアコミュニティセン ター会議室 1～3	

注▽新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、中止することがあります。中止の際は、守口警察署ホームページでお知らせしますので、確認してください。

▽優良自動車運転者表彰の申請を考えている人および安全運転に関する資料が必要な人は、守口警察署交通課まで問い合わせください。

▽優良自動車運転者表彰の受賞資格の中に「年に1回、同様の講習を受けていること」となっていますのでご注意ください。



善厚くお礼申し上げます。

【社会福祉のため】

▽寄付
北河内農業協同組合女性会 守口地区



さつき学園夜間学級

問 学校(がっこう)教育課(きょういくか) TEL 06-6995-3151

市教育委員会では、夜間学級(夜間中学)をさつき学園(春日町13-26、京阪土居駅南東100メートル)で開設しています。

この夜間学級は、いろいろな事情で、小・中学校を卒業できなかった人などが、夜、学ぶことができる義務教育の学校です。

府内に住んでいる満15歳を超えている人に入学資格があります。

▽「ひらがな」から中学校で学ぶ内容まで勉強できます

▽外国籍の人も入れます

▽授業料はいりません

▽中学校の卒業証書がもらえます

入学を希望する人は、4月30日(火)までにさつき学園夜間学級へ申し込んでください(学校の休業日は除きます)。

なお、この夜間学級(夜間中学)は、府内の11校に開設されており、希望すればどこへでも入学できます。

申・問 さつき学園夜間学級

TEL 06-6991-0637 (13:00～20:00)



木魂ッ子に難宗寺の大イチョウが掲載

問 魅力創造発信課 TEL 06-6992-1353

地域の銘木を特集する雑誌編集社「銘木総研」の発行する「木魂ッ子」12.1月号に難宗寺の大イチョウが掲載されました。「木と人の共生」をテーマに、瀬野市長と芳滝住職の対談など、全5ページにわたって特集されています。

市役所1階情報発信コーナー、2階情報コーナーに設置しているほか、eBookでも読むことができます。ぜひご覧ください。

「木魂ッ子」はこちらから➡



4月からは市が介護保険を運営すのき広域連合が解散します

問 4月以降の問い合わせ 高齢介護課 TEL 06-6992-1610 FAX 06-6991-2551

これまで本市の介護保険業務を担当していたくすのき広域連合が、3月31日(日)をもって解散します。

4月からは、守口市が保険者となり介護保険を運営していきます。

全国的に新型コロナウイルスの影響により、高齢者の外出機会が少なくなり健康に不安をもつ高齢者が増えています。市には、地域包括支援センターが開催する介護予防教室や、市民の皆さんが主体的に活動されている通いの場などがたくさんあります。過度な安静や閉じこもりは生活不活発になります。積極的に皆さんで参加して、健康を維持しましょう。

介護予防教室や通いの場のことは、近くの包括支援センターに電話で問い合わせてください。

皆さんの参加をお待ちしています。

福祉用具の購入を検討している人へ

4月以降に福祉用具の購入を検討している人は、事前申請が必要になるので、自身の担当ケアマネジャーに相談してください。

購入後に申請しても支給できなくなりますのでご注意ください。

くすのき広域連合の電話番号

くすのき広域連合守口支所として使用していた電話番号およびファクス番号は、4月以降使用できなくなります。

地域包括支援センター一覧

相談先	小学校区担当地区
第1地域 TEL 06-6904-8900	よつば(旧大久保・旧東)・梶・藤田・八雲東(大日東町1番～10番)
第2地域 TEL 06-4393-8401	庭窪・金田・佐太
第3地域 TEL 06-6908-2808	八雲・下島
第4地域 TEL 06-4250-7878	守口・八雲東(大日東町1番～10番を除く)・さつき(旧滝井)
第5地域 TEL 06-6992-1180	さつき(旧春日)・さくら(旧三郷・旧橋波)
第6地域 TEL 06-6997-3336	寺方南(旧寺方・旧南)・錦

原付など
廃車などの手続きはお早めに

問 課税課 税政担当 TEL 06-6992-1458

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者または使用者に、軽自動車税(種別割)が課税されます。

これらの車両を人に譲ったり、他市へ転出されたり、盗難などで使用ができなくなったときは、名義変更・住所変更・廃車などの手続きを3月29日(金)までに済ませてください(下表)。

廃車などの手続きの場所

車種	▽原動機付自転車(125cc 以下) ▽小型特殊自動車 ▽特定小型原動機付自転車(電動キックボード)	軽自動車(軽三輪・軽四輪)	▽軽二輪(126～250cc) ▽二輪の小型自動車(251cc 以上)
手続き・問い合わせ先	課税課・税政担当 TEL 06-6992-1458	軽自動車検査協会 大阪主管事務所・高槻支所(高槻市大塚町4-20-1) TEL 050-3816-1841	近畿運輸局大阪運輸支局(寝屋川市高宮栄町12-1) TEL 050-5540-2058
廃車時に必要なもの	▽ナンバープレート ▽原動機付自転車申告済証 ▽本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)	上記へ問い合わせください。	